



ねぎとこんにゃく下仁田奨学金制度

補助金受給要件	①ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローンの貸与を受け、当該奨学ローンを返済していること ②補助金を受け取る方（保護者等）が下仁田町に住んでいること ③奨学生が退学することなく高校、大学等に在学していること（在学中は、全ての方が対象） ④奨学生が卒業後、実際に下仁田町に住んでいること（卒業後は、下仁田町に帰ってきた方が対象） ⑤町税等を滞納していないこと
補助金の額	申請する年度に返済した元利金
登録申込・登録内容の変更	①申請書（登録申込書又は登録内容変更通知書） 地域創生課 ②確認書 地域創生課 ③町税等納付確認書 地域創生課 ④入学許可通知書、在学証明書又は学生証の写し 高校・大学等 ⑤保護者等の本人確認書類の写し及び印鑑
提出時期	●登録申込書 ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローンの契約前 ●登録内容変更通知書 登録内容に変更が生じた月の末日まで （上記①～⑤の書類等を地域創生課へ提出）
交付申請・実績報告	①申請書（補助金交付申請書又は実績報告書兼補助金交付請求書） 地域創生課 ②町税等納付確認書 地域創生課 ③金融機関が発行する奨学ローンの借入及び返済を証する書類 金融機関 ④在学証明書、学生証又は卒業証書の写し 高校・大学等 ⑤在住確認書又は社員証明書（奨学生が卒業後、下仁田町に住んでいる方のみ） 就職先等 ⑥保護者等の本人確認書類の写し及び印鑑
提出時期	●交付申請 毎年度最初の奨学ローンの借入開始、利息の支払開始又は元金の支払開始の10日前までに申請 ●実績報告 每年4月（3月返済日以降に報告） 每年4月に上記の①～⑥の書類等を地域創生課へ提出

※金融機関で借入手続きをする際、別途必要書類があります。必ず借入先の金融機関へお問い合わせください。

金融機関から高校在学時に「ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローン」を利用した場合

町の補助	3年	13年
	高校在学中(3年) 利息の返済期間	高校卒業後(10年) 元金+利息の返済期間
卒業後町外に居住した場合	利息 3年間の利息相当額を補助 元金 町外に転出した場合、補助はありません。	町外に転出した場合、補助はありません。
卒業後町内に居住した場合	利息 13年間の利息相当額を補助 元金 10年間の元金相当額を補助	
卒業5年后に町内に居住した場合	利息 3年間の利息相当額を補助 元金 転出期間の補助はありません。	5年間の利息相当額を補助 5年間の元金相当額を補助



頑張る
キミがいる。
応援する
マチがある。

お問い合わせ

「ねぎとこんにゃく下仁田奨学金制度」に関するもの

下仁田町地域創生課
TEL 0274-64-8809

「ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローン」に関するもの

群馬銀行下仁田支店
TEL 0274-82-2221

しののめ信用金庫下仁田支店
TEL 0274-82-2255

群馬県信用組合下仁田支店
TEL 0274-82-3311

群馬県信用組合西牧支店
TEL 0274-84-2221

群馬県下仁田町

町
に
な
る。
育
て
た
い
人
が
い
る。
。



ねぎとこんにゃく 下仁田奨学金

ねぎとこんにゃく下仁田奨学金制度とは、子どもたちが成長して下仁田町へ帰ってくることを地域全体で応援する新しい奨学金制度です。

具体的には、金融機関からねぎとこんにゃく下仁田奨学ローンを借り、返済した場合に、在学中は利息相当額を、卒業後は下仁田町に戻って居住している期間の元金と利息相当額をねぎとこんにゃく下仁田奨学金基金から補助する制度です。

「ねぎとこんにゃく下仁田奨学金事業」は、平成29年第42回「地域再生計画」により、内閣総理大臣の認定を受けております。



通常の金利より優遇された「ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローン」

「ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローン」は、町と「奨学金に関する協定」を締結した金融機関にてお申し込みいただけます。

「ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローン」の毎月の金額は以下のとおりです。

高校生 —— 30,000円／毎月

大学生等 — 50,000円／毎月

1. この奨学金制度しか利用できない奨学ローンです。
2. 利用には金融機関の審査があります。
3. 下仁田町に登録申込が必要です。

これから入学される学生、今現在学校に通っている学生のどちらも対象です。



ねぎとこんにゃく下仁田奨学金基金から元金及び利息相当額を補助する

「ねぎとこんにゃく下仁田奨学金制度」

ねぎとこんにゃく下仁田奨学ローン返済相当額を町が補助します。

在校生(住所要件なし) → 利息相当額を補助

※遅延利息など対象とならない
返済もあります。

卒業生(住所要件あり) → 元利金相当額を補助

※補助金申請は毎年行って下さい。



ふるさと納税や企業版ふるさと納税から基金に寄附する

「ねぎとこんにゃく下仁田奨学金寄附制度」

「ねぎとこんにゃく下仁田奨学金」は、これから生まれてくる子どもたちが高校、大学等を卒業後返済、補填する期間は制度として持続することが求められます。

行政だけで「ねぎとこんにゃく下仁田奨学金基金」を運営した場合には、中長期的には様々なリスクが存在するため、「ねぎとこんにゃく下仁田奨学金基金」では、税制上の優遇措置がある「ふるさと納税」及び「企業版ふるさと納税」により、皆様から幅広く寄附を募っています。